

ヒグマに注意しましょう

令和7年 秋のヒグマ注意特別期間 8月22日～10月31日(金)

冬眠に向けてヒグマがエサを求めて秋の野山などを活発に移動しています。野山などの「ヒグマの生活圏」に出かける時は十分に注意しましょう。

ヒグマと遭遇しないために

- ・ヒグマの出没情報に注意しましょう。
- ・野山に入る時は複数で行動しましょう。
- ・鈴やラジオなど音のするものを携帯しましょう。
- ・早朝や夕方の入山は控えましょう。
- ・ヒグマの足跡や糞を見つけたら引き返しましょう。
- ・生ゴミは持ち帰りましょう。

※ヒグマの姿や足跡などを見た際は、役場またはお近くの駐在所へご連絡ください。

連絡先 早来駐在所 ☎② 2030 追分駐在所 ☎⑤ 2003 安平駐在所 ☎③ 2339
遠浅駐在所 ☎② 2211 安平町役場(代表) ☎② 2511

一定面積以上の土地取引には届け出が必要です

土地の売買、賃借、交換、営業譲渡など、一定面積以上の土地取引に係る契約をした場合には、国土利用計画法の規定により、その土地が所在する市町村に届け出が必要です。

【対象となる面積】

- ・市街化区域 2,000㎡以上
- ・市街化区域以外の都市計画区域内 5,000㎡以上
- ・都市計画区域外 10,000㎡以上

届出者 土地の権利取得者(買主など)

届出期限 契約締結日から2週間以内

※提出期限を過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力をお願いします。

提出書類 以下の書類を各1部、電子メールまたは持参、郵送にて提出してください。

- ・土地売買等届出書
- ・土地売買等契約書の写し
- ・土地およびその付近の状況を明らかにした1/5,000以上の図面
- ・土地の形状を明らかにした図面

提出先・問合せ 建設課施設グループ ☎② 2516 メール toshikeikaku@town.abira.lg.jp

行政相談所を開設します(無料、秘密厳守、予約不要)

国や道、町の仕事のことなど、暮らしの中で困っていることはありませんか。

苦情や意見、要望を無料で秘密を厳守してお聞きします。お気軽にご相談ください。

日 時 10月8日(水) 10時～12時

場 所 保健センター事務室

参 加 員 総務省安平町行政相談委員 添谷 信隆

問 合 せ ☎② 4166

住宅や土地の情報を募集しています！

町では、移住定住促進のため、中古住宅、賃貸住宅、住宅用地の情報を募集しています。

ご提供いただいた物件情報は、移住特設サイト(空き家・空き地情報サイト)に掲載し、問い合わせがあった際にご連絡します。



移住特設
サイト

【問合せ】政策推進課政策推進グループ ☎② 2751